

6人の議員が 町政を問う

門馬 巧 P12

●町所有立木賠償金の活用について

黒田 政徳 P13

●職員の労務管理について

北郷 伯弘 P14

●移住定住の推進について

畑中 大子 P15

●直売所に対する支援について
●新型コロナウイルス感染症「第7波」で医療崩壊が起きていることについて
●物価高騰に対する町の対策と支援について

渡邊 正俊 P16

●法人住民税の増加について

阿部 憲一 P17

●地域振興券等の支給認定は間違い
●被曝安全の根拠はない

一般質問は、行政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、説明を求めたり所信を問いただすものです。

追跡 レポート

あの質問 どうなった？

議員の質問・提言に答える町執行部、その答弁がその後どうなったのか、どう町政に反映させているのか、対応を追跡しました。

令和3年6月定例会 一般質問(再質問)

渡邊 正俊 議員

ため池の事故防止対策は

町内のすべてのため池の安全対策は町で行うべきことですか。

以前設置されていた注意喚起の看板が無くなっている箇所がありますが、設置しなおしてはいかがでしょうか。

公共用地は町で管理

公共用地として使用されているため池は、町で安全管理等を考えなくてはならないと考えています。

注意を促す看板が設置されました。

新しい看板が設置されました。
事故が起きないように十分に注意しましょう。



設置された看板

特別委員会報告

議会基本条例に関する調査特別委員会(条例可決)

委員長 小磯 利雄

令和4年8月9日

これまでの会議より、事前に議会基本条例案を、資料として配布。

財政支援団体について、監査にてチェックが入っていますが、各団体に於いて理解が進むよう議会への情報提供を求める。

・議員報酬改正について、調査及びバックデータの整理を進め、議会・行政の取り組みより、町民の理解と議員のなり手不足に取り組む。

・付則、「広野町議会基本条例」施行日について、議会に諮り可決した日とする。

広野町議会基本条例 条文ピックアップ

第1条 この条例は、合議制の議事機関である広野町議会（以下「議会」という。）の基本理念並びに議会及び広野町議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めることにより、町民の負託に応える議会を実現し、もって町民福祉の向上と、町政の発展に資することを目的とする。

第5条 議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営についてその経緯や理由等を町民に説明するよう努めるものとする。

第16条 議会は、町民全体の奉仕者として人格の向上と倫理の確立に努め、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、正しい認識及び自覚を持ち、公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的に議員の政治倫理に関する条例等の制定に努めるものとする。

道の駅に関する調査特別委員会

委員長 門馬 巧

令和4年6月16日

土取り工事に関する富岡町との協定書を町に資料請求することとしました。

令和4年8月9日

各学校にボーリング調査について意見を伺うことができないか照会したところ、ボーリング調査を授業では扱っておらず、意見を述べることはできないとのことでした。

請求した協定書の確認を行い、前回までの

委員会で元建設課長から発言のあった、発生土量が減少する可能性についても記載があり、発言の整合を確認しました。

次回以降の調査は、十分な調査を行ったにもかかわらず岩盤の存在を予測できなかったことや、責任の所在について疑問が残るとの意見が少数あるものの、これまでに可能な限りの必要な調査を行うことができたと考え委員が多数で、資料の収集、担当課長への質疑、参考人への意見聴取の結果を整理し、調査結果のとりまとめを進めていくこととしました。